

愛媛県ふるさと納税型クラウドファンディングに関する業務に係る 選考委員会設置要領

1 設置

「愛媛県ふるさと納税型クラウドファンディングに関する業務」（以下、「本業務」という。）の委託候補者を選考するため、「愛媛県ふるさと納税型クラウドファンディングに関する業務に係る選考委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 役割

委員会は、本業務に対する企画提案者を対象に、書類審査及びプレゼンテーションによる選考を行う。

3 組織

- (1) 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課長の職にあるものをもって充てる。
- (3) 委員は愛媛県企画振興部政策企画局地域政策課長、南レク株式会社代表取締役社長をもって構成する。

4 会議

- (1) 委員長が委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 委員長に事故あるとき、又は委員長が不在のときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。
- (3) 委員が会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指定した者が、その職務を代行する。

5 庶務

委員会の庶務は、土木部道路都市局都市整備課において行う。

6 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年2月19日から施行する